

被災者生活再建支援法改正を受けて

本日、被災者支援の対象拡大に係る改正被災者生活再建支援法が成立した。改正の内容は、これまで大規模半壊までとされていた支援金の対象について、半壊の中でも被害程度が大きい、いわゆる「中規模半壊」まで拡大するものである。

被災者生活再建支援制度の支援対象を拡大することは、被災地支援に取り組む全都道府県に共通する課題であり、全国知事会として、長年にわたり国に対応を求めていたものである。

今回の改正法は、「被災実態に応じた適切な支援」を求める全国知事会の要望に応える内容であり、大いに評価する。

また、改正法において、「令和2年7月豪雨」の被災に遡及して適用される経過措置が盛り込まれたことは、被災県及び全国知事会の要望を正面から受けとめたものであり、適切かつ柔軟な対応に感謝したい。

今回の改正にあたって、国においては、全国知事会の要望を受け、速やかに実務者会議を設置し、全国知事会と連携を密にし、過去の被災実態の把握に精力的に努め、被災者の生活再建の実情を踏まえた、実効性のある措置をとりまとめたことに、改めて、お礼を申し上げる。

被災者の生活再建は、被災者の命に直結する課題であり、災害からの復旧・復興の要である。また、近年、頻発する風水害や、南海トラフ地震や首都直下地震など「国難レベルの巨大災害」への備えとして、被災者支援をはじめ、災害対策は喫緊の重要課題である。

全国知事会は、国をはじめ、被災地の第一線で災害対応を担う市町村と、しっかりと連携し、きめ細かな被災者・被災地支援と、災害対応力の強化に取り組む。

国においても、災害救助法や被災者生活再建支援法などに基づく被災者支援のさらなる充実と、災害に強い地域づくりに向けた、防災・減災、国土強靱化、さらには「事前復興」への対策強化などに、引き続き、積極的に取り組むことを期待する。

令和2年11月30日

全国知事会 会長 徳島県知事 飯泉 嘉門
全国知事会 危機管理・防災特別委員会
委員長 神奈川県知事 黒岩 祐治